

平成 15 年度の科学技術に関する予算、 人材等の資源配分の方針（案）の概要

1．平成 15 年度に向けた基本的考え方

- 世界最高水準の科学技術創造立国の実現を目指し、科学技術の戦略的重点化とシステム改革を進める。
- 経済活性化、産業競争力強化を、直面する政策的要請として重視。
- 施策の厳正な評価を徹底し、必要な整理・合理化・削減を行いつつ、科学技術への投資の重点的拡充を図り、真に重要な施策に重点配分。

2．科学技術の戦略的重点化

（１）基礎研究の推進

- 競争的資金の拡充を中心に、幅広い分野の基礎研究を、多様性のある公正で透明な評価の下に推進。

（２）国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化

重点 4 分野

ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料という重点 4 分野の最近の動向を踏まえ、我が国として戦略的に重点をおくべき事項に焦点。

- (例) * ライフサイエンス：遺伝子・タンパク質の構造・機能の解明、最新知識の臨床・創薬・物質生産への応用、食品の安全性、情報通信技術等との融合領域、先端解析・医療機器等
- * 情報通信：高信頼・超高速移動通信システム技術、高機能低消費電力半導体技術、分散コンピュータ技術、安全性技術、ソフトウェア技術等
- * 環境：温室効果ガス排出削減技術、循環型社会創造支援システム、自然共生化技術、化学物質リスク管理技術、水循環観測・予測技術等
- * ナノテクノロジー・材料：半導体微細加工技術、生体・分子材料技術等と半導体加工技術を融合した新原理素子・材料、環境・エネルギー・医療応用等のための超微細構造制御材料、超微細製造技術等

その他の分野

エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア（宇宙・海洋）の4分野について、国の存立にとって基盤的で不可欠な領域を重視して研究開発を推進。

分野融合領域への取組の強化

既存分野を超えた領域が近年急速に発展。これに対して先見的、機動的な取り組みを強化。

- (例)・医療応用を目指した生命情報科学
- ・分子・生命現象の計算・画像化技術
 - ・半導体と生命・分子材料技術の融合等

(3) 科学技術関係人材の育成・確保

- 人材関連施策の拡充、大学等の教育研究の改革等
 - * 分野融合領域の新たな展開を担う研究者
 - * 知的財産、国際標準化等科学技術の産業化、国際化を担う人材

3. 経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進

- 次代の産業基盤構築のため、プロジェクトリーダーを中心に産学官が協力して推進する研究開発プロジェクトを、戦略的に同時並行的に立ち上げる。
- 比較的短期間で実用化が期待される技術課題と、将来発展する潜在的可能性の高い基盤的課題について、プロジェクト研究を進める。
- 総合科学技術会議が中心となり、関係府省とともに、具体的なプロジェクトの課題、推進体制等を検討する。

4. 科学技術システムの改革等

(1) 競争的資金の改革及び拡充

- 公平な審査体制により、硬直的でない研究資金の配分を確保。
- 研究開発が切れ目なく実施できるよう、年度当初からの研究費の支給等について検討。
- 若手研究者の自立性向上のため、若手向け資金を充実。また、研究代表者により、研究従事者の選任と給与支給ができるよう、ポストドクター、大学院生等に研究費から給与を支出する方向で検討。

(2) 大学等の施設整備

- 計画的な整備を着実に実施。

(3) 産学官連携と大学改革の推進

- 大学等における産学官連携部門を整備するとともに、契約業務に関し、当事者の自主性尊重の原則の下に、柔軟で迅速な対応を確保。
- 大学発ベンチャー創出に向け、創業支援機能を充実。創業支援税制の見直し、敗者復活を可能にする観点から融資の際の個人保証の在り方について検討。
- 研究開発をさらに推進するため、試験研究費税額控除制度の見直し等を検討。
- 大学内の純血主義による教員人事を排し、人材の流動性・多様性を高めるため、教員の公募制の徹底と内部昇任の制限等について具体的な目標を定め、推進。
- 国立大学の非公務員型法人への移行とともに、学校教育法における助教授等の職務規定(教授の職務を助ける等)を、見直し。
- 私立大学の研究開発を推進するため、私立大学に係る現行寄附税制の見直しについて検討。

(4) 地域科学技術の振興

- 地域経済の真の活性化のため、公共事業依存型の地域発展から、科学技術駆動型の地域経済発展への流れを一層推進。
- 中堅・中小企業等に対する大学の支援や産学官連携等による実用化技術開発の支援を推進。
- 企業と大学等の連携を仲介・調整する専門家(コーディネーター)を育成。
- 知的クラスターと産業クラスターの形成について、相互に連携を保ちながら促進。
- 地方公共団体と大学等の研究機関等とが協力して行う地域活性化に大きく寄与する研究開発活動を適時効果的に推進するための両者間の連携の在り方について検討。

(5) 知的財産の保護・活用

- 研究者が、知的財産情報や関連技術に関する情報を活用して、戦略的に研究開発を実施できる体制を整備。
- 大学等における特許等の知的財産について、研究者への十分な還元を図りつつ、研究成果の権利を機関帰属とする。

- 日本版バイ・ドール条項を全ての委託研究開発制度に適用拡大し、米国並みの仕組みを導入。

(6) 公正で透明性の高い研究開発評価システムへの改革

- 公正で透明性の高い研究開発評価システムを確立。

(7) 研究開発型特殊法人等の改革の円滑な推進

- 研究開発型特殊法人等が我が国における科学技術の振興に果たしてきた役割は重要。
- 研究開発型特殊法人等の有している能力、機能、弾力性等の重要性を踏まえ、一層の活用を図るため、その機能・活動基盤を充実。

(8) 知的特区

- 大学、病院、研究機関等に係る硬直的な規制の壁を破ることに
より、産学官の連携を強化し、これにより科学技術の一層の振興と地域の活性化を図る、いわば「知的特区」構想を早急に検討。

5 . 重点化及び整理・合理化・削減の進め方

- 施策の重点化とともに、施策の必要性等を見極め、必要な整理・合理化・削減を図る。
- そのため、総合科学技術会議は、概算要求前に各府省の検討状況を把握し、府省の枠を超えて効果的な取組となるよう調整。概算要求後の予算編成段階で、必要に応じて、財政当局との連携を含め適切に対応。

6 . 科学技術に対する理解と学習の振興

- 科学技術知識の社会への普及。科学技術に対する国際的な共通価値観の醸成。学校教育における知識習得。